

(写)

3 消安 4249 号  
令和3年11月10日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

秋田県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う  
監視体制の強化について

本日、秋田県内の鶏飼養農場において死亡鶏が増加した旨、秋田県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、遺伝子検査を実施したところ、本日、H5亜型のウイルスが検出されました。このことから、防疫指針に基づき、当該死亡鶏について、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定しました。

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「令和3年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和3年9月10日付け3消安第3060号農林水産省消費・安全局長通知）等により、万全を期すようお願いしているところです。本事例は、令和3年度シーズンにおける国内初の家きんでの発生事例となりますので、引き続き、家きん飼養者に対し、地域や関係団体と連携の上、特に、①早期発見・早期通報の再徹底、②家きん飼養農場の防鳥ネットの再確認、③ウイルスの人・車両又は野鳥を含む野生動物を介した農場内及び家きん舎内への侵入防止対策の徹底、④農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底について、指導又は助言を実施するようお願いいたします。

特に、防疫指針第4の1の（1）にあるとおり、家きんの所有者等から異常家きんの通報を受けた場合には、万一の際の防疫対応に係る準備・調整を円滑に行うため、その情報を直ちに当局動物衛生課に報告するなど、迅速かつ的確な初動対応の実施につき、遺漏なきよう改めてお願いいたします。

併せて、先月実施した家きん飼養農場における一斉点検においては、飼養衛生管理基準の不遵守の農場を認める状況であるため、遵守できていない項目について早急な改善が図られるよう指導をお願いいたします。

（農林水産省ウェブサイトの一斉点検結果の公表ページ）

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r3\\_hpai\\_kokunai.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r3_hpai_kokunai.html)